

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 5 日(火)午前 9 時 00 分から午前 11 時 42 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	福島 正一郎
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。日が短くなって寒くなってまいりました。農作業の関係も果樹を除いて一段落というような状況かと思えます。12月を迎え、年末年始気ぜわしい季節となってまいりました。12月度の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

おはようございます。今朝起きたら家の周りが白く雪化粧してしまして、標高が少し高いので、こっちに来ると雪がありませんけれど、そんな季節になりまして大変12月の半ばになってきたような状況でございますので、体に気をつけて風邪ひかないようにやっていただければありがたいなと思っております。只今から農業委員会を始めますので、よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

6番の小島委員さんと7番の新村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可について、1番～4番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表を、また施設の配置図は1枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 285 m²を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの B さんが取得し駐車場を新設するための申請でございます。

譲受人は申請地近隣に居住しておりますが、家族が増え駐車スペースが手狭となったため、申請地を取得し駐車場としたい計画です。駐車台数は自家用車2台で、残地に関しましては、自家用野菜を栽培する家庭菜園として利用を予定しております。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

5条4件がたまたま全て宮木地籍のために、原委員と私が11月17日に4件とも立会いをしました。この件についてですけれども、宅地の造成地区に入りまして、上下水道は町道に埋設されており、境界杭はしっかり入っているということで、住宅を造るのに問題ないいたしました。よろしくお願ひします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 612 m²を、駒ヶ根市赤穂・・・番地に所在する株式会社 C が取得し宅地分譲地を新設するための申請でございます。

譲受人は宅建業免許を有する不動産業者で、申請地及び隣接する雑種地、計 635 m²を取得し1区画の宅地分譲地としたい計画です。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

この2番も最初の件と同じ A さんが畑として人に貸したりしていたんですけど、作れなくなったということでお売りになるということです。ここも同じく境界杭がしっかり入っていて、町道も上下水道も問題ないということです。ご協議お願ひいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏を、また施設の配置図は3枚目の表ご覧ください。

こちらの土地の名義は、亡D相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。伊那市西町・・・番地に所在する、E法律事務所の弁護士Fさんが相続財産管理人となっております、大字伊那富・・・番、地目は田、面積561㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのGさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在町内に居住しておりますが、日照時間等居住環境に不都合が生じているため、申請地に住宅を新築し住み替えたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

場所は(場所の説明)の近辺で、田んぼになっております。Dさんは兄弟で電器屋さんをやっていたけれど、2人ともお亡くなりになって近親者がいないということで弁護士管理になっている土地ということです。町道が両面にありまして、上下水道も境界も杭がしっかり入っていて問題ないということでご協議をお願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表を、また施設の配置図は2枚目の表をご覧ください。

神奈川県横浜市戸塚区舞岡町・・・番地にお住まいのHさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積536㎡を、箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのIさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在町外のアパートに居住しておりますが、子の成長に伴い自己所有の住宅を建てたい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

(場所の説明)になります。ここも国調がしっかり入っていて、町道に上下水道があるということで、Hさんはここにお住まいではないが整備をしたなかの一つということでございまして、問題ないと考えてまいりました。ご協議のほどよろしく願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。計10件、16筆、面積は21,145㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

続きまして、下段に掲載してありますのは、農地売買支援事業による所有権の移転です。この事業に関しましては8月および11月の総会で1件ご審議いただきましたとおり、公益財団法人長野県農業開発公社が規模縮小農家等から農地を買い入れ、一旦保有した後に、経営規模の拡大を進める農業の担い手に対して農地を売り渡す事業です。

今回は所有者から農業開発公社への売買につき1件、議案書のとおりでございます。この件に関しましては、11月30日に有賀会長、宮澤委員にご出席いただき現地確認および農地移動適正化あっせん会議を開催しております。

おおむね3ヶ月後には農業開発公社から農地を買い受ける農家への所有権移転についてご審議していただくことになります。

<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら？よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

それでは農地売買支援事業による所有権の移転について何かご質問ございましたら？これは私が立ち会ったんですが、今年2回目ということで、非常に税制面では還元されておりますのでこういう推薦がございましたら利用するといいいのではと思っておりますので、活用していただければありがたいです。この件について何か。よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<中畑事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計87件、200筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書のとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と170筆161,734.7㎡について10年1ヶ月、19筆20,215㎡について5年1ヶ月、10筆11,825㎡について3年1ヶ月の賃貸借権を、畑1筆1,740㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

非常に多い件数ですが、ご質問があれば。

<宮澤委員>

設定するときはどういうふうになっているんですか？契約というか。

<中畑事務局次長>

同意書をいただいて、地区の方もしくは中間管理機構の推進委員さんに預けて設定をするという。

<宮澤委員>

土地を持っている人に通知がいつているということ？

<中畑事務局次長>

いつてるはずです。印鑑をもらっているのです。

<有賀会長>

よろしいですかね？それでは挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。

詳細は議案書のとおりであります。農事組合法人たつの営農へ170筆161,734.7㎡について10年1ヶ月、19筆20,215㎡について5年1ヶ月、10筆11,825㎡について3年1ヶ月の賃貸借権を、有賀正彦さんへ畑1筆1,740㎡について10年1ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

このことについて何かご質問ございましたら。

<中村委員>

利用権の種類が記載されていないが、この5000円は誰が払うの？たつの営農が払うの？

(中間管理事務手続きについて確認、中断)

<一ノ瀬事務局長>

羽北営農で作ったソバの売上からたつの営農が中間管理に払って、中間管理から個人へという流れです。中間管理機構が個人に支払うのは1年後の12月。たつの営農の理事会の中で合意は得ていると聞いている。

<栗林推進委員>

今までたつの営農に出した人はゼロなのに、今度は5000円貰えるといえば前の人から意見は出ないのか？

<一ノ瀬事務局長>

それぞれの地域の慣習でマッチングをしているので、その時々説明で特性に合

わせた金額を決めている。合意済みなので問題はない。

<中畑事務局次長>

前回の平出上野については使用貸借権ということで営農組合には無償で貸しつけていた。今回の羽北については営農組合に 5000 円払って作ってもらっていたという経過がある。

中間管理農地整理簿の権利設定欄が抜けていたため、追加して修正。今後様式を統一する。

<有賀会長>

よろしいですかね？ 挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○平成 29 年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者について
今年度は該当者無し

○次回委員会開催日:1月9日(火) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

○今後の予定

12月12日(火) 長野県農村女性フェスティバル(宮澤委員)

12月18日(月) 農業者年金加入推進研修会(会長・女性委員・加入部長)

2月19日(月) 上伊那ファーマーズのつどい(全員)

終了後新年会開催予定

○環境にやさしい農産物認証制度について(普及センター 高橋さん)

○えごまの活用について(普及センター 高橋さん・古村推進委員長)

黒えごま・・・台風の影響あり。収穫量減。来年度は播種方法検討。

サル被害があるような場所での栽培も検討

町内で使ってもらえるような飲食店等に提供してもいいのでは。

何の為に広めていくのか、どのように広めていくのか検討していく。

(荒廃農地の解消、食害被害の解消、中山間地への普及、広報を通じての情報発信……)→次回委員会時に方針決定

(閉会)

<宮原職務代理>

いろいろ話題が出ました。エゴマの件ですけれど、最終的に汚い話ですがどうしてもお金がからんでくる。島根県で 100 歳以上の高齢者数が日本一である。要因はいろいろあるが、エゴマを作って食べている。郵便局にお勤めの方で退職金のほとんどをエゴマにつぎ込んだという方の口コミで、村でエゴマを作っている。一年作ってまた方向性を見出して、良い方向に進んだらいいなと思いました。以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦勞様でございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印